

## <解説>

# イギリスの1988年教育改革とトーマス＝ランソン論文

東京電機大学 小松 郁夫

## 1. 1988年教育改革法 Education Reform Act 1988の概要

1988年7月29日、イギリスのサッチャー(Margaret Thatcher)首相とベーカー(Kenneth Baker)教育科学大臣は、前年87年6月の総選挙での「地滑り的な勝利」を背景に、その年の11月20日に国会に提出した「教育改革法案(Education Reform Bill)」(通称GERBIL,すなわち、教育大改革法案Great Education Reform Bill などと呼ばれているものである)を、与党内反対派のヒース元首相や急進的な教育自由化論者などの反対や批判をも封じ込めて、異例ともいえる早さで審議を終え、成立させたのである。

成立したこの「1988年教育改革法」(Education Reform Act 1988, HMSO, ISBN 0 10 5 44088 4, £13.30, 284PP.)は、戦後イギリスの教育の骨格を決定した「1944年教育法」(いわゆるバトラー法)以来の、全面的な教育改革法となったのである。これはまた、1976年に、当時の労働党党首、ジェームズ・キャラハン(James Callaghan)がオックスフォード大学・ラスキンカレッジでおこなった、いわゆる「教育大討論(the Great Debate on Education)」以来の教育改革論争に、サッチャーイズムの側から明確な回答を示したものと見える。あるいはまた、大きな変化のなかった1944年から1986年までの改良に対し、大改革を企図したものであったし、いくつかの側面においては、この国において公教育の制度的成立を見た1870年以来の諸原則の変換とさえ評価されるほどのものである。

さてこの「1988年教育改革法」は、全体で238条(sections)と13の付則(schedules)からなる膨大なものである。全部で4部構成になっている。以下にその構成を示そう。

### <第1部> 初等・中等学校 SCHOOLS

#### ・第1章 教育課程 THE CURRICULUM

ここでは「全国共通教育課程」NATIONAL CURRICULUM に関連する様々な規定が定められている。内容としてはまず教育科学大臣、LEA(地方教育当局)、学校理事会、校長が共同の責任を有すること、児童・生徒の調和の取れた精神的、道徳的、文化的、心理的および身体的な発達を促進し、社会生活への準備をするのが目的であると定められた。また、数学、英語、科学を中核教科(これに加えて、ウェールズ地方のウェールズ語の学校ではウェールズ語も)、歴史、地理、技

術、音楽、美術、体育を基礎教科（ウェールズ地方の非ウェールズ語の学校ではウェールズ語も）として、中等教育段階ではこれに現代外国語を加えることとした。

さらに、7、11、14、16歳の各段階でその到達度を調べ、教師、親そして子ども自身も長所と短所を知って、その後の教育・学習計画に役立てることとした。

宗教教育については、1944年教育法の規定を踏襲するが、集団礼拝についての時間や方法については弾力化すること、広い意味でのキリスト教の精神を尊重し、キリスト教を中心とした宗教教育を行うこととした。

#### ・第2章 公立・公営学校入学規定 ADMISSION OF PUPILS TO COUNTY AND VOLUNTARY SCHOOLS

これは入学定員の弾力的運用 more open enrolment を目指したもので、親の学校選択権をより実質的に保障しようとしたものといえる。人気を呼んでいる学校に入学できないことへの不満を解消出来るかも知れないという反面で、学校間での競争を招来し、非教育的な過当競争を教育の現場にもたらすかも知れない危険をはらんでいる。

#### ・第3章 学校予算と教職員 FINANCE AND STAFF

ここでは学校予算の使途決定権の学校への移管について規定している。全ての中高等学校と児童数200人以上の初等学校が対象で、学校理事会と校長に大幅な権限の委譲が企図されている。この改革は、一見実践的な面での改革のようにも見えるが、学校を具体的に変えていくであろうと思われる点で、もっともラディカルな変革になるかも知れないと思う。なぜなら、大幅に拡大された各学校理事会などでの機能と相まって、この改革によって学校毎の個性や格差が明示的になるであろうし、金銭を基準にして教育価値を測定する傾向が一層促進するものと思われるからである。

すでに政府は「クーパースとリブランド」Coopers and Lybrand というコンサルタント会社に調査研究と試案の作成を依頼し、「地域学校経営」LOCAL MANAGEMENT OF SCHOOLS という報告書にまとめられている。また、これをもとにして、88年9月には「教育改革法—地域学校経営」（通達No 7/88）として、基準を各地方教育行政当局に示した。LFS（Local Financial Management）やLSM（Local School Management）、LMS（Local Management in Schools, or of Schools）などの研究として、現在全国各地で精力的な研究・研修が行われている。

#### ・第4章 政府直接補助学校 GRANT-MAINTAINED SCHOOLS

ここでは、それまで各学校を管理していた地方教育当局からの離脱を希望する学校に対し、政府が直接出資する財団からの予算によって、学校理事会が単独で自主的に学校経営をする権利を承認したものである。これも親の教育権の拡大として位置づけられる改革である。決定は親の秘密投票によって決定されるが、学校理事会と親、校長の意見の対立、行政側からの妨害や反対工作など様々な現実的問題を生起している。

保守党政府の意図としては、野党＝労働党支配の強い自治体からの離脱を促進したい意向のようであったが、1989. 2.10付の「タイムズ教育版」TESによれば、この時まで実際に投票を行った

学校は27校で、離脱(opting out)賛成派が多数を占めたのは23校であって、地域の政治的事情としては、むしろ保守党が支配的な地域での賛成が多いようである。なお、2月末までにはその数が50校に達するであろうと予想されている。

賛成の理由も、学校が生徒数の減少などで閉鎖や統廃合に直面しているためといった理由が多く、かならずしも政治的理由のみではないが、学校経営に対する親の参加・関与を強化する刺激にはなっていないであろう。

#### ・第5章 その他 MISCELLANEOUS

ここでは技術専門学校(city technology colleges)と芸術専門学校(city colleges for the technology of the arts)も創設に関する規則、公立学校における入学金や授業料の無償の規定、校外活動に関する規定などが定められている。この中で特にCTCについては、新しい形態の学校であって、学校経営にあたっては、産業界との結び付きを強く推進しており、いわば半官半民の学校として設立される。教育内容も、実践的な職業教育、特に、先端技術の習得を目指している。「シティー」と名が付いているのは、特に都市部における青少年の高い失業率を解消し、都市の再開発をも同時に実現しようとする狙いを込めたものである。88年の9月に最初の学校が開校したが、今のところは人気も生徒の質も上々のようで、全国で20校の設置を予定されている。企業からの寄付が予定どおり集められるかが、成功するか否かの決め手になるであろう。

### <第2部> 高等・継続教育 HIGHER AND FURTHER EDUCATION (省略)

- ・第1章 高等・継続教育に関する地方教育当局の機能 LOCAL EDUCATION AUTHORITY FUNCTIONS WITH RESPECT TO HIGHER AND FURTHER EDUCATION
- ・第2章 高等教育機関の改組と財政 REORGANISATION OF PROVISION AND FUNDING OF HIGHER EDUCATION
- ・第3章 公立継続・高等教育機関の財政と管理 FINANCE AND GOVERNMENT OF LOCALLY FUNDED FURTHER AND HIGHER EDUCATION
- ・第4章 その他および付則 MISCELLANEOUS AND SUPPLEMENTARY

### <第3部> 内ロンドン市の教育 EDUCATION IN INNER LONDON

これは労働党による教育支配のが城でもあるロンドン都市部の教育行政を解体し、「非効率的」、「偏向」したこの地域の教育に対し、保守党の側から攻勢をかけたものといえる。90年4月から13の区教育委員会に分割される予定になっている。ちなみに、その内の8つは労働党が主導権を握っている地域だといわれている。しかし、ロンドン市内の教育事情は、低所得者や移民の子どもたちも多く、教育条件が最も恵まれない人たちがその対象になっているのである。したがって、教育経費が他と比べてかかるのは自明のことであって、内ロンドン市教育当局 ILEA (Inner London

Education Authority) の廃止によって、実際に被害を受けるのはこうした底辺にいる子どもになってしまうのではなかろうかと懸念される。

#### <第4部> その他および付則 MISCELLANEOUS AND GENERAL

さて、本紀要で筆者からの許可のもとに、転載をしたトーマス＝ランソン論文は、こうした背景の中で発表されたものである。訳出をして転載することも考えたが、事情が許さず、とりあえずそのまま掲載することにした。

## 2. 論文の解説

本稿は1987年11月20日に国会に上程され、1988年7月29日に成立をした「1988年教育改革法」に象徴される、英国における一連のサッチャー教育改革についての、教育経営・教育政策研究者による解説・評価の1つである。論文は1988年4月に、アメリカ・ニューオーリンズで開催された、「アメリカ教育研究協会」(the American Research Association, AERA)の年次大会で発表されたものなので、その時点では「教育改革法案」は国会で審議中であったが、法案成立後の1988年9月にオックスフォード・ポリテクニクで開催された「英国教育経営学会」(the British Educational Management and Administration Society, BEMAS)年次大会の際に、解説者(小松)が著者に確認したところ、論文の内容を基本的に変更する必要がない、という意味を確認したので、著者に了解を得た上で、ここにそれを転載することにした。

筆者のハーウェル・トーマスとスチュアート・ランソンは、解説者(小松)が1986年9月から1年間の間、客員研究員として滞在したバーミンガム大学のスタッフである。

トーマスは、1947年英国(ウェールズ)に生まれ、マンチェスター大学で「経済学・社会科学」を専攻、教員資格(PGCE)と教育学修士(教育組織と計画)もマンチェスター大学で修めている。昨年(1988)、勤務先のバーミンガム大学で教育学博士号を取得し、現在に至っている。

この間、大学卒業後2年間ほど企業に勤めてから、ダービシャーとサルフォード州で中等学校の教科主任と学年主任などを経験する。バーミンガム大学へは1979年から勤務している。教育経営、特に教育財政、教育政策が専門で、学校予算使途決定権の学校への委譲問題では、英国有数の専門家といえる。それは、この国で先導的にこの実験を行ってきたソリハルSolihull市での、顧問としての実践的な体験も背景にあるからと思われる。

主な著書と論文は次の通りである。

- 1) HUGHES, M., RIBBINS, P. and THOMAS, H. (eds)(1985) Managing Education: The System and the Institution, Eastbourne: Holt Rinehart and Winston.
- 2) Thomas, H. and SIMKINS, T. (eds)(1987) Economics and the Management of Education: Emerging Themes, Lewes: The Falmer Press.
- 3) THOMAS, H. with KIRKPATRICK, G. and NICHOLSON, E. (1989.3) Financial

Delegation and the Local Management of Schools: Preparing for Practice, London: Cassell.

- 4) THOMAS, H. (1985) 'Schooling and the Maximization of Welfare'. In Ribbins, P. (ed) Schooling and Welfare, Lewes: The Falmer Press.
- 5) THOMAS, H. (1986) 'The United Kingdom: Its Political Economy'. In Wirt, F. and Harman, G. (eds) Education, Recession and the World Village: A Comparative Political Economy of Education, Lewes: The Falmer Press.
- 6) HUMPHREY, C. and THOMAS, H. (1983) 'Making efficient use of scarce resources', Education, Vol. 162(7), pp. 125-6, 12th August.
- 7) HUMPHREY, C. and THOMAS, H. (1983) 'Counting the cost of an experimental scheme', Education, Vol. 162(8), pp. 145-6, 19th August.
- 8) HUMPHREY, C. and THOMAS, H. (1985) 'Giving schools the money', Education, Vol. 165(19), pp. 419-420, 10th May.
- 9) HUMPHREY, C. and THOMAS, H. (1986) 'Delegating to schools', Education, Vol. 168(24), pp. 513-4, 12th December.
- 10) THOMAS, H. (1984) 'Teachers in Decline? The Quality Consequences of the Management of Changing Rolls', Educational Management and Administration, Vol. 12(1), pp. 1-14.
- 11) THOMAS, H. (1986) 'Choice in the Education Market', Educational Management and Administration, Vol. 14(2), pp. 101-106.
- 12) THOMAS, H. (1988) 'Financial Delegation: Its Effect on the School and the Role of the Head', School Organization, Vol. 8(2), pp. 177-83.
- 13) THOMAS, H. (1988) 'Local Financial Management: New Wine into old Bottles?', Local Government Studies, Vol. 14(1), pp. 47-56.
- 14) THOMAS, H. (1988) 'Pupils as vouchers. There's more to the delegation of financial management than meets the eye', TES, 2.12.1988.

また、スチュアート・ランソンはバーミンガム大学にある地方自治研究所 Institute of Local Government Studies (通称、インロゴフ INLOGOV) のスタッフで、特に教育行政を中心とした行政研究者として知られている。残念ながら詳しい経歴は分からないが、主な著書は次の通りである。なお論文については省略した。

- 1) Royston Greenwood, Kieron Walsh, C. R. Hinings & Stewart Ranson (1980)  
PATTERNS OF MANAGEMENT IN LOCAL GOVERNMENT, MARTIN ROBERTSON.

- 2) Stewart Ranson and John Tomlinson (eds)(1986) The Changing Government of Education, ALLEN & UNWIN.
- 3) Stewart Ranson, Barry Taylor and Tim Brighouse (1986) THE REVOLUTION IN EDUCATION AND TRAINING, Longman.
- 4) Stewart Ranson & Peter Ribbins (1988) Servicing Careers in the Post-employment Society, The Falmer Press.

このトーマスとランソンは、昨年から大学組織の再編とも関連させながら、新たに「教育経営・政策研究センター」(CENTRE FOR EDUCATIONAL MANAGEMENT AND POLICY STUDIES)を発足させている。そこでは、教育学部のスタッフであるトーマスやピーター・リビンス(生徒指導などの研究者としてもよく知られている)などと地方自治研究所のランソンなどとの共同研究組織として機能させ、予想される今後の教育経営・学校経営分野での改革の実践に大学として対応していこうとしているようである。同じ様な組織が全国のいくつかの大学で見られることから、イギリスの教育関係研究者の研究動向を知る一つのヒントになるかも知れないと思う。